

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「課長」を「課長 担当課長」に改め、同表備考2中「項中」の下に「〔総括監〕及び「担当課長」とは、特定の事務名を付した職名のことをいい、」を加え、「及び同規則附則第六項に規定する担当課長」を削る。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。